



参天グループ 環境及び安全衛生の基準（EHS 基準）

参天製薬グループは、「天機に参与する」という基本理念のもと、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、事業活動を通じて社会へ貢献することを使命としています。

このことを実現するために、当社では「CSR 推進中核領域」と「CSR 方針」を定め、これらの考え方をお取引先の皆さまとも共有し、より良い関係を築くことで、責任ある医薬品の供給を目指しています。

そこで、この CSR 方針を、企業パートナーの皆さまが実践に移すことを支援するために、以下に定める環境及び安全衛生の基準（EHS 基準）を作成しました。これらの基準は、企業パートナーの皆さまが事業を展開する上で、倫理的・社会的・国際的に期待されていることや守っていただきたいことを整備したものです。参天製薬グループは、外部企業パートナーの皆さまと協力しながら、取るべき行動を考え、これらの基準の順守状況を改善し、お互いに高い信頼関係を維持継続していきたいと考えています。

EHS 基準

1. 法令順守及び倫理的行動

1.1 倫理及び企業行動

参天製薬グループの外部企業パートナーは、尊厳と尊敬を持って人々と接し、全ての事業取引において、倫理的かつ誠実に行動することが求められます。従って、下記の事項に特に注意して業務を行わなければなりません。

- ✓ 透明性のある事業活動、倫理的な行動、公正な事業取引、法の尊重、国際行動規範の尊重、適正な製品・サービスの提供、人権の尊重、ステークホルダーの利害の尊重、従業員の安全衛生の確保・健康の増進、環境保全、社会への貢献

1.2 適用される法令の順守

参天製薬グループの外部企業パートナーは、企業行動、品質、労務と雇用慣習、環境保全及び労働安全衛生に関するあらゆる準拠法、並びに任意の組織・団体とで同意した協定書等を順守することが求められます。また、関係する全ての許可を取得し、認可された規制に従って業務を行わなければなりません。

2. 環境保全

参天製薬グループの外部企業パートナーは、「美しい地球を次世代に引き継ぐ」ために、天然資源の利用、原材料の調達、廃棄物の発生、汚水の排出、土壌汚染、地球温暖化及び大気汚染等、あらゆる事業活動による環境への負荷を最小限にするように、責任を持って業務を行うことが求められます。従って、下記の事項に考慮して業務を行わなければなりません。

2.1 環境負荷低減

原材料の使用及び廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再資源化を推進する努力を行う。

規制または禁止されている物質が製品に含まれないようにするための仕組みを導入・実施する。

2.2 環境汚染防止

危険物質や有害物質などが環境中に放出されることによる重大な環境汚染が発生する事態や地域社会の環境に悪影響を与える事態を回避する。

このような事態が発生した場合は、直ちに汚染の拡散を防止し、汚染の状況を解決するために、関連行政機関と協力してあらゆる是正処置を講ずる。

また、廃棄する API を含む原材料及び廃棄物が確実に廃棄されるために適切な対応を行う。それらが市場へ再度出回ることを防ぐような方策を取る。

排水処理施設からの処理水中の API の量が、安全性の観点からヒトの健康及び生態系への影響が最小となるように努力する。

3. 従業員の安全と衛生

参天製薬グループの外部企業パートナーは、従業員が働く職場を常に清潔かつ安全な状態を保つことが求められます。従って、以下の事項を守って業務を行わなければなりません。

3.1 安全職場

常に整理・整頓された安全で快適な職場（従業員及び請負業者が使用する場所がある場合も含む）を維持する。

3.2 危険源の特定及び曝露予防

職場における化学的、生物学的、物理的な危険源の曝露から従業員を保護するための計画を作成し、実施する。また、プロセスの安全性を管理し、災害や疾病を予防するための管理策を立案、実施する。

4. 緊急事態の対応

参天製薬グループの外部企業パートナーは、地球環境・地域環境の保全、従業員の安全の確保、また事業の継続性の立場から、製品の安定供給のために、潜在する緊急事態を把握し、予防処置を講じ、緊急事態に対応

すべき体制を確立しておく必要があります。従って、これら緊急事態発生時に備えた避難、防火・防災、化学物質漏洩等に対応するための緊急事態計画を立案し、準備しておくことが求められます。

5. 管理体制等

参天製薬グループの外部企業パートナーは、これらの基準を守りながら、業務を継続的に改善するため、自社の活動を体系的に管理することが期待されています。従って、以下の事項について守る必要があります。

5.1 管理体制

本基準を守るための体制と責任の明示、リソースの手配、経営層の参画とレビュー、方針・目標の立案と実施、点検プロセスを通じた管理体制の構築と従業員への周知徹底を行う。

5.2 教育訓練

これらのプロセス・手順について、関係する全ての従業員及び請負者に対して教育訓練を行う。

5.3 重大な有害事象、違反等の警告

順法性はもとより、製品・サービス、本基準の違反や、非常事態が発生を発見した場合に、これを管理する手順に従ってプロセスを実行する。（ここには、規制当局や当社にこれらの事象を報告することを含む）

5.4 調査と是正処置

苦情や逸脱を含む不適合が発生した場合に、取るべき改善行動（真の原因の調査、内部監査、是正処置など）を実行する。

以上